



国頭村告示第20号

国頭村公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例（平成17年条例第13号）第7条第3項の規定により、辺戸岬拠点施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年3月21日

国頭村長 知花 靖



指定管理となる団体 沖縄県国頭郡国頭村字宇嘉47-1
ハブクリエイト合同会社
代表者 永井 かな

指定の期間 令和7年5月1日から令和11年3月31日